

事務連絡  
令和8年4月15日

日本行政書士会連合会会長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長  
(公印省略)

在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留諸申請における取扱いに係る周知について（依頼）

平素より、出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留諸申請時における取扱い（提出書類の追加を含む。）について、本年4月9日付けで別添1及び2のとおり当庁ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

また、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について（ガイドライン）」についても、本日付けで別添3のとおり改訂しましたので、お知らせします（別紙4の追加並びに本文、別紙1及び別紙5の改訂）。

併せて、当庁ホームページに掲載している「就労資格の在留諸申請に関連してお問い合わせの多い事項について（Q&A）」について、別添4のとおりQ25及びQ26を追加しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員の皆様方への周知につき御協力のほどよろしくお願いいたします。

本件について、会員の皆様において御不明な点等がございましたら、最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

#### 添付物

- 1 在留資格「技術・人文知識・国際業務」提出書類チェックシート（在留資格認定証明書交付申請用・在留資格変更許可申請用・在留期間更新許可申請用）
- 2 所属機関の代表者に関する申告書（参考様式）
- 3 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について（令和8年4月15日改訂）
- 4 就労資格の在留諸申請に関連してお問い合わせの多い事項について（Q&A）